

20221012 活動実施ガイドライン(第4版)

協会主催大会における感染症対策は JBA より示されている「JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン」と釧路地区独自に策定した本ガイドラインに則って実施するものとし、それらは拘束力を持つものとする。また、これらのガイドラインは練習試合、自チームの練習、学校生活、日常生活といった大会以外でも意識されることが望ましい。

1. 主催者権限について

- (1)主催者は、出場チームが十分な回復期間を確保できない場合は、当該チームに対して出場を禁止する、または参加資格を取り消すことができる。
- (2)主催者は、大会までに陽性者の回復、濃厚接触者の隔離期間解除がなされない場合は、当該選手に対して出場を禁止する、または参加資格を取り消すことができる。
- (3)主催者は、出場チームに感染疑いが生じて安全性の判明が間に合わない場合は、当該チームに対して出場辞退を勧告、または参加資格を取り消すことができる。
- (4)主催者は、大会期間中に出場チーム(対戦チーム含む)に濃厚接触者や感染疑いが生じた場合は、当該チームに対して出場辞退を勧告、または参加資格を取り消すことができる。
- (5)主催者は、大会中に出場チームに 37.5 度以上の発熱者および「JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン」に記載の COVID-19 を考慮する症状を有する者が生じた場合は、当該チームに対して出場辞退を勧告、または参加資格を取り消すことができる。
- (6)主催者は、対戦済みの相手(敗退したチーム)に感染疑いが発覚した場合、勝利して次戦がある当該チームに対して棄権を指示(勧告)できる。
- (7)主催者は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出や地域の感染状況等に応じて、大会期間中であっても大会を延期、または中止することができる。

2. 役割ごとの感染対策について

(1)感染対策チーム責任者(チーム1名、**指導者であることが望ましい**)

- ①入場予定の選手、保護者、指導者に健康チェックシートを配付し、健康状態を把握する。
 - i. 発熱が無くても、のどの痛み、だるさ、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常などの自覚症状がある場合は入場を控えることを検討する。
 - ii. 大会4日前からは1日でも 37.5℃以上の発熱があった場合は会場に入場することはできない。新型コロナウイルスワクチン接種による発熱(副反応)についても同様に扱うものとする。
 - iii. **大会期間中や試合後2日以内に、入場していたチーム関係者から新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、速やかに主催者・対戦チーム・選手の所属校に報告をする。**
- ②利用者名簿を作成する。
 - i. ベンチスタッフ(マネージャー)が保護者である場合は観戦者に含める。(入場できる保護者の人数としてカウントする)
- ③会場入場時に健康チェックシートと利用者名簿を感染対策会場責任者に提出する。
 - i. 入場できるチーム関係者(選手・保護者・指導者)が全員揃い、担当者のチェック(利用者名簿・健康チェックシート・検温・手指消毒)後に入場すること。チーム入場後に遅れて入場することは、原則認めない。

④入場許可証を管理する。

- i. ベンチメンバーの増減によって入場する保護者数に変更がある場合は、速やかに協会担当者(U12 総務委員会)に報告し、入場許可証を受け取る(返却する)。

(3)感染対策会場責任者(会場主任が兼務)

①参加チームの利用者名簿、健康チェックシートを回収し、管理する。

- i. 大会前の健康状態で確認が必要な場合や大会 4 日前から 1 日でも 37.5°C以上の発熱があった場合、その人を入場させていないかどうかを感染対策チーム責任者に確認。入場させていた場合は退場させる。
- ii. 利用者名簿、健康チェックシートに不備があった場合、不備が解消されるまで原則、入場を認めない。(試合実施の可否については、必要に応じて主催者で検討する)
- iii. 回収した利用者名簿、健康チェックシートは U12 部会感染対策責任者へ提出する。

(4)U12 部会感染対策責任者(U12 事務局)

①各会場から利用者名簿、健康チェックシートを回収し、1 か月間保管する。

②大会期間中および試合後 2 日以内にチーム関係者・大会関係者から新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、速やかに事実確認を行い、関係チーム・所属校・審判員・MC・U12 部会会長・(必要に応じて)保健所に連絡をする。

③消毒セットを試合会場に配付し、終了後に回収する。

- i. 除菌シート ii. ペーパータオル iii. アルコール消毒液 iv. 非接触型体温計
v. ゴミ袋 vi. 手指消毒用ジェル vii. 利用者名簿・健康チェックシート用ファイル

3. 大会当日の留意事項について

(1)チーム

①指導者は、チーム ID(裏面にコーチライセンス)と大会役員 ID の二つを見えるように首にかける。

②保護者は、チーム ID と入場許可証の 2 つを見えるように首にかける。

- i. U12 部会が定めた人数であること。
- ii. 利用者名簿に名前があり、健康チェックシートを提出している者であること。
- iii. 入場時刻より遅れて入場することは原則認めない。ただし、TO 担当者など大会運営上どうしても必要な人員である場合は、指導者を通じて感染対策会場責任者に報告し、入場の許可を得ること。(相手チーム保護者に手伝ってもらおうなどして、会場内の人員で対応できることが望ましい)

(2)会場校チーム及び会場設営補助チーム

①会場設営及び会場後片付けを担当する。

②会場に常時滞在することは避ける。

(3)消毒

①消毒作業は、U12 部会感染対策責任者より配付された消毒セットを使用する。

②指導者で消毒する場所

- i. トイレや玄関等、施設内の人が触れる箇所。

③チームで消毒する場所

- i. 自チームのベンチや控え場所として使用した箇所。
- ii. TO 席、モップ(モップの柄、モップ席)。

(4)会場への入場

①菌を持ち込まない、菌を持ち出さないために、家を出る前に必ず手洗いをし、会場の入退場時には手洗いや手指消毒を徹底する。

- ②次の試合のチームは会場出入り口付近で待機し、健康チェックシートと利用者名簿の確認、検温、手指消毒を終えた後に入場する。
- ③チームの団旗の持ち込み及び掲示は禁止する。

4. 利用者名簿について

- (1)選手、保護者、指導者の氏名、年齢、住所、連絡先、大会当日の体温、体調を記載する。
- (2)利用者名簿と健康チェックシートの「No.」は一致させる。
- (3)自チームの試合が無い場合に入場(審判や運営補助)する際は、利用者名簿は不要とする。

5. 健康チェックシートについて

- (1)選手用には押印をすること。
- (2)自チームの試合が無く、審判や運営補助のために入場する際は、健康チェックシートのみ提出すること。
- (3)TO 担当や男女両方のベンチスタッフになっている等の理由でどうしても複数の会場に行かなければならない場合、健康チェックシートは「先に入った会場で提出」することとする。健康チェックシートを提出しない「後の会場」の利用者名簿には、住所欄に「チーム名(会場名)で提出済み」と記入すること。
〈例〉「青葉男子(青葉会場)で提出済み」
- (4)大会期間中、入場する保護者の変更は認める。ただし、その場合でも必ず健康チェックシートで健康状況を報告しており、且つ、利用者名簿で氏名や当日の体温などを報告している者でなければならない。

6. 陽性者・濃厚接触者・濃厚接触が疑われる者が確認された場合の対応(速やかに行動すること)

(1)大会前

①チーム

- i. 次の関係各所に連絡をする。
 - イ. U12 感染対策責任者
 - ロ. U12 部会事務局長
 - ハ. 選手の所属校
- ii. 陽性者・濃厚接触者・濃厚接触が疑われる者が確認された経緯を把握する。
- iii. U12 部会事務局も交え、「JBA バasketボール事業・活動実施ガイドライン」に則って今後のチームの対応について検討する。

②U12 感染対策責任者(U12 部会事務局)

- i. 「JBA バasketボール事業・活動実施ガイドライン」に則って該当チームの今後の対応について検討し、該当チームに伝える。

(2)大会期間中、大会後(2日間)

①チーム

- i. 次の関係各所に連絡をする。
 - イ. U12 感染対策責任者
 - ロ. U12 部会事務局長
 - ハ. 該当選手の所属校
 - ニ. 対戦相手(感染対策チーム責任者)
- ii. 陽性者・濃厚接触者・濃厚接触が疑われる者が確認された経緯を把握する。
- iii. U12 部会事務局も交え、「JBA バasketボール事業・活動実施ガイドライン」に則って今後のチームの対応について検討する。

②U12 感染対策責任者(U12 部会事務局)

- i. 「JBA バasketボール事業・活動実施ガイドライン」に則って該当チームの今後の対応について検討し、該当チームに伝える。
- ii. 次の関係各所に連絡をする。

イ. 該当選手の所属校 ロ. 該当チーム ハ. U12 部会審判委員長 ニ. U12 部会会長

7. 大会 4 日前～前日、大会期間中の陽性者・濃厚接触者・濃厚接触が疑われる者・体調不良者並びにチームへの対応(通常時のチームの対応については JBA ガイドライン参照)

(1)大会 4 日前～前日

①陽性者

i. JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン「チーム内選手・スタッフから陽性反応が出た場合のフロー」参照

②濃厚接触者・濃厚接触が疑われる者

i. JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン「チーム内選手・スタッフから濃厚接触者として特定された場合のフロー」参照

③体調不良者

i. この期間中に体調不良(37.5℃以上または平熱+1℃以上の発熱、発熱以外の風邪症状)が確認された選手は、大会に参加することはできない。

④チーム

i. JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン参照

ii. この期間中に陽性者・濃厚接触者・濃厚接触が疑われる者・体調不良者とボールを共有する練習をしても、練習中に常にマスクを着用し、こまめに手指消毒を行い、その他感染症対策(換気や三密の回避など)を実施していた場合については、事務局と協議の上で大会への参加を認める。

(2)大会期間中

①陽性者

i. 保健所の指示に従って療養する。

②濃厚接触者・濃厚接触が疑われる者

i. 対戦後に陽性者が確認された場合、自チームのベンチメンバー、並びに相手チームの試合に出場したメンバーを濃厚接触が疑われる者と認定するが、「プレー中のマスク着用」「こまめな手指消毒」「その他感染症対策(三密の回避など)」が実施されていた場合は濃厚接触が疑われる者と認定されないことがある。

ii. 濃厚接触が疑われる者は、最終接触日の翌日を 1 日目として 5 日間の自宅待機(登校自粛も含む)を強く推奨する。

③チーム

i. 自宅待機期間中の大会参加はできない。

ii. 2 週以上の期間で開催される大会の場合、大会主催者と相談の上、自宅待機期間後の大会参加が認められることがある。

8. プレー中のマスク着用(呼吸のしやすさを考慮し、「ウレタンマスク」を推奨する)

①試合中もマスクを着用することで、濃厚接触が疑われる者に認定されない場合がある。

i. 常時マスクを着用していたこと。(コート上の全員がマスクを着用していることが望ましい)

ii. ベンチに戻った際、必ず手指消毒をしていたこと。

iii. その他、チーム内で感染症対策が徹底されていたこと。(三密の回避など)

②練習中もマスクを着用することで、濃厚接触が疑われる者に認定されない場合がある。

i. 常時マスクを着用していたこと。(参加者全員がマスクを着用していることが望ましい)

ii. 定期的に手指消毒をしていたこと。(メニューの合間や休憩時など)

- iii. その他、チーム内で感染症対策が徹底されていたこと。(換気や三密の回避など)
- ③プレー中のマスクの着用によって酸欠や熱中症のリスクが高まる。
- i. 試合では、ベンチに戻った際に呼吸を整えるためにマスクを外してもよい。(マスクを外す際は無言とし、呼吸が整ったら速やかに着用する)
 - ii. 練習ではこまめに休憩時間を設定し、適切に体調管理を行う。
 - iii. 酸欠や熱中症の症状が見られる場合にはそれらの症状を緩和させることを優先し、マスクの着脱を判断する。(人気の少ない涼しい所でマスクを外して休むことが望ましい)
- ④マスク着用の判断はチーム、または選手個々によるものとし、U12 部会として着用を強制するものではない。

9. その他

- (1)日頃よりチームに陽性者・濃厚接触者・濃厚接触が疑われる者が確認され、チームの活動に制限が加わる場合は、速やかに U12 部会事務局(事務局長・感染対策責任者)へ連絡する。また、『JBA バasketボール事業・活動実施ガイドライン』に従い、今後の選手やチームの活動の在り方について確認、検討をする。
- (2)選手は「試合出場中以外はマスク着用」とするが、「呼吸が乱れているなどマスクの着用が難しい場合は状況が落ち着くのを待ってから着用する」ことを認める。マスクを外している間は声を出してはならない。
- (3)大会前 5 日間の練習試合は禁止する。(大会が土曜日であれば、月曜日から禁止)

| | |
|--------------------|-------------------|
| 令和 2 年 8 月 1 日 | 感染対策について(第 1 版) |
| 令和 2 年 8 月 2 4 日 | 感染対策について(第 2 版) |
| 令和 2 年 1 0 月 2 1 日 | 感染対策について(第 3 版) |
| 令和 2 年 1 0 月 2 6 日 | 感染対策について(第 3 版・改) |
| 令和 2 年 1 2 月 4 日 | 感染対策について(第 4 版) |
| 令和 3 年 1 月 2 6 日 | 活動実施ガイドライン(第 1 版) |
| 令和 3 年 8 月 6 日 | 活動実施ガイドライン(第 2 版) |
| 令和 3 年 1 1 月 7 日 | 活動実施ガイドライン(第 3 版) |
| 令和 4 年 1 0 月 1 2 日 | 活動実施ガイドライン(第 4 版) |